

化学物質管理計画書の作成、 提出の義務付けについて



神奈川県環境農政局環境部環境課

はじめに

2011年3月に発生した東日本大震災では、東北地方を中心に甚大な被害が発生しました。また、2019年10月の台風19号では、一部の護岸の損傷や道路の冠水、がけ崩れや河川氾濫等が発生し、本県においても、自然災害による大きな被害が発生しました。今後も、大型台風や集中豪雨、南海トラフ地震等の発生が懸念されています。

このような自然災害が発生した場合は、これまでを上回る大事故の発生や、化学物質の漏えい、流出による被害が生じる恐れがあります。

そこで、神奈川県では、神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」）を改正し、今後発生しうる災害に備え、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化管法」）における第一種指定化学物質等取扱事業者に対し、化学物質の管理計画を作成、提出していただくことにしました。

第一種指定化学物質等取扱事業者の皆様には、本リーフレットや「化学物質の適正な管理に関する指針」等を参考として、災害発生時に顕在化するリスクを適切に把握し、取扱行程の改善、指揮系統の整備、連絡手段の確保、従業員教育の充実等により、地域の安心、安全の確保にご協力いただきますよう、お願いします。

令和7年2月

神奈川県環境農政局環境部環境課

制度の概要

化管法第一種指定化学物質等取扱事業者（PRTR 届出を行う事業者）の皆様は、事業所ごとに、第一種指定化学物質を適正に管理するための措置を定め、措置を記載した書類「化学物質管理計画書」を作成し、9月末日までに提出してください。



なお、計画に変更のあった際も、速やかに提出してください。

条例、及び施行規則

◎条例

（化学物質管理計画書の作成及び提出）

第 42 条の 4 第一種指定化学物質等取扱事業者その他の規則で定める者は、第一種指定化学物質の漏えい等を防止するため、事業所ごとに、当該第一種指定化学物質を適正に管理するための措置を定め、当該措置を記載した書類（以下この条において「化学物質管理計画書」という。）を作成し、当該化学物質管理計画書の内容を誠実に実施しなければならない。

2 前項の規定により化学物質管理計画書を作成した事業者は、規則で定めるところにより、当該化学物質管理計画書を知事に提出しなければならない。化学物質管理計画書に記載した内容を変更したときも、同様とする。

3 知事は、前項の規定による化学物質管理計画書の提出があったときは、必要に応じ、助言その他の支援を行うものとする。

◎施行規則

（化学物質管理計画書の作成及び提出）

第 40 条の 4 条例第 42 条の 4 第 1 項に規定する規則で定める者は、第一種指定化学物質等取扱事業者とする。

2 条例第 42 条の 4 第 2 項の規定による提出は、同条第 1 項に規定する者となった年度の 9 月 30 日までに、化学物質管理計画書作成（変更）報告書（第 18 号様式の 4）により行うものとする。同条第 2 項後段の規定による提出の場合も、同様とする。

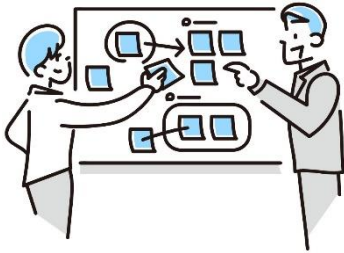
解説

- 対象は第一種指定化学物質等取扱事業者（PRTR 届出対象事業者）です。
- PRTR 制度同様、事業所ごとに提出が必要です。
- PRTR 届出対象事業者となった年度の、9 月 30 日までに提出してください。
- 一度提出した後は、組織体制の変更や、設備の更新計画など、変更があった場合に、変更点を報告してください。
- 既に自身の事業所で同様の趣旨の資料等を作成している場合は、それを本計画書と扱い、提出することで差し支えありません。

1 管理計画書の策定について

化学物質の漏えい等を防止するため、また、万が一漏えいした際の被害を最小限に食い止めるため、どのような方針のもと管理していくか、検討、整理し、計画書を策定します。

基本方針の決定



○自身の事業所の置かれた状況等を再確認し、どのような方針をもとに管理していくべきか、検討・整理します。

- ・事業形態(原料の製造、最終製品の製造…)
- ・事業所の種類(研究所、製造工場、保管施設…)
- ・周囲の状況(住宅地、学校等の有無…)
- ・地域の特性(傾斜地、沿岸部…)
- ・従業員(人数、周辺への居住状況…)

…など

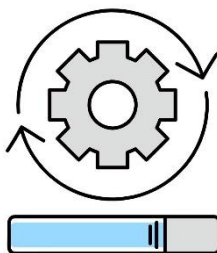
管理計画の策定



○「化学物質の適正な管理に関する指針」の4に示す内容の他、事業所ごとに取り組むべき対策について適宜検討し、災害時の漏えい等防止も念頭に置いた、化学物質の管理計画を策定します。

- ・具体的な行動目標や更新計画も記載します。
- ・事業所の規模や状況に応じて、可能な対策から始め、徐々に質を高めるようにしてください。

管理計画の見直し



○事業の状況や対策の実施状況、災害に関する最新の情報等は変化していくことから、計画は適宜見直し、アップデートしてください。

※事業内容や、組織など大々的な変更の際には、変更の報告が必要です。

2 管理計画書に記載する内容

「化学物質の適正な管理に関する指針」※を参考に、おおむね次の内容について、管理計画書に記載してください。提出様式や計画書の見本は「受付窓口・問合せ先」の次に示してあります。

※ <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/cnt/f41093/#shishin>

2-1 第一種指定化学物質の現況把握と関連情報の収集

取扱状況等の把握

(指針1 (3) ウ、(4) イ、
(6)、3 (1))



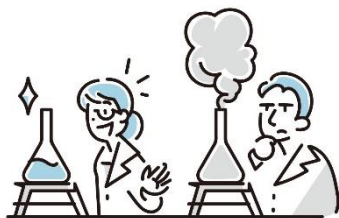
○事業所で取り扱う第一種指定化学物質の保管量、使用目的等について再確認します。

○取り扱う施設や、設備の設置・運転状況等を確認します。

・施設の平面図に落とし込み、視覚的にもわかりやすいようにしてください。

性状の把握

(指針1 (3) ア、イ)



○危険性・有害性を確認します。

- ・SDS(安全データシート)等を確認し、取り扱う物質の危険性、有害性等、性状を確認します。
- ・他者に製品等として譲渡、提供する場合は、性状や取扱情報を提供します。
- ・原料購入等の際に入手した SDS や、次のサイト等を参考に、把握してください。

➤厚生労働省「職場のあんぜんサイト」

https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx

➤製品評価技術基盤機構「NITE-CHIRIP」

https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop

関連情報の収集

(指針1 (4) ア、(6))



○順守すべき関連法令や、その他必要に応じ、管理
する上で把握しておくべき情報を収集します。

- ・事故や災害の事例
- ・排出口、敷地境界、事業所周辺の濃度調査
…など

2-2 管理の目的や方法等の整理

管理の目的・方針

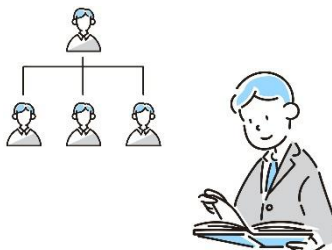
○事業所の状況に応じ、目的、方針を整理します。



- ・取り扱う職員及び近隣住民の安全・安心に配慮
する。
- ・周辺の生活環境、自然環境に配慮する。
- ・代替物質への転換を進める。
- ・排出量削減のため、設備の改良を検討する。
- ・事業所への保管量を日々必要量に留める。
…など

計画実施のための体制

(指針1 (1) ア、イ)



○責任者及び担当者を明確にし、計画を実施できる
体制を整備します。

○適切に管理する方法を具体的に定めた作業要領
を作成します。

- ・設備修繕等も考慮し、管理部門も体制に入れる
よう、検討してください。
- ・必要に応じ作業要領の見直しも行ってください。

従業員教育

(指針1 (1) ウ、(2) イ)



○従業員等に対し、計画的、定期的に環境保全対策の必要性、内容等について研修を行い、化学物質の適正な管理について理解を深めるようにしてください。

- 年1回、災害を想定した緊急対応の訓練を行う。
- 入社から3か月は上司に付きっきりで OJT を行う。
- 年1回、ヒヤリハット事例の共有を行う。
…など

情報提供

(指針1 (2)、2 (2) イ)



○事業活動の内容や事業所内での管理状況、環境保全対策について、ホームページへの掲載や周辺自治会への資料配布等により、周囲の理解増進に努めてください。

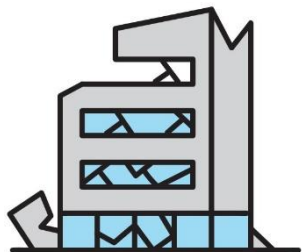
○化学物質の漏えい等事故や土壌汚染等が判明した場合は、近隣住民、事業者に対して情報提供を行うと共に、事実関係の公表に努めてください。

- 情報提供の相手方は、住民だけでなく、近隣事業者も含まれます。

2-3 緊急事態に対処するための計画

災害の想定、リスク

(指針2(1)ア)



○想定される災害や被害、環境汚染を引き起こすリスクを把握し整理します。

- ・国や地方公共団体の公表する資料等により、想定される地震の震度、津波等による浸水の深さのほか、大規模災害の情報を収集します。次のサイト等を参考にしてください。

➤神奈川県「神奈川県災害情報ポータル」

<https://www.bousai.pref.kanagawa.jp/>

※発令中の注意報や、ハザードマップの確認も可能です。

➤神奈川県「地震被害想定調査」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/j8g/cnt/f5151/p15579.html>

➤厚生労働省「職場のあんぜんサイト」

化学物質による災害事例

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/saigaijirei.htm>

施設整備等の対策

(指針1(5)、2(1)イ、
3(2)イ)



○把握した被害想定や、環境汚染を引き起こすリスクを基に、施設整備等の対策を行います。

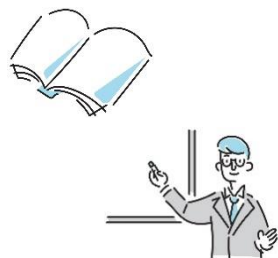
- ・耐震性等、災害に強い構造にする。
- ・保守点検がしやすい構造にする。
- ・漏えい等の際の混合による発火等を防止するため、保管する位置に配慮し、防液堤を設ける。
- ・漏えいした液体の流出を避けるため、溜めますを設置する。
- ・フランジ周辺等、被害を受けやすい点を可とう性のある部品に交換する。

…など

※事業所の規模や状況に応じて、可能な対策から始め、徐々に質を高めてください。

発災時、事故時の対応

(指針2(2))



○化学物質の漏えい等による環境汚染や被害の拡大を防止するため、災害時、事故時の対応マニュアルを整備します。

- 事業所内における指揮命令系統及び連絡体制、関係機関及び地域住民への通報体制、応急措置及び汚染拡大防止策の実施方法等を記載します。
- マニュアルの内容は共有し、各職員が適切に行動をとれるようにしてください。
- 定期的な改定に努めてください。

※事業所の規模や状況に応じて、可能な対策から始め、徐々に質を高めてください。

受付窓口・問合せ先

事業所の所在地	受付窓口
横須賀市、鎌倉市、逗子市、 三浦市、葉山町	横須賀三浦地域県政総合センター環境部環境課 〒238-0006 横須賀市日の出町 2-9-19(横須賀合同庁舎内) 電話(046)823-0210(代表)
厚木市、大和市、海老名市、 座間市、綾瀬市、愛川町、 清川村	県央地域県政総合センター環境部環境保全課 〒243-0004 厚木市水引 2-3-1(厚木合同庁舎内) 電話(046)224-1111(代表)
平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、 秦野市、伊勢原市、寒川町、 大磯町、二宮町	湘南地域県政総合センター環境部環境保全課 〒254-0073 平塚市西八幡 1-3-1(平塚合同庁舎内) 電話(0463)22-2711(代表)
小田原市、南足柄市、中井 町、大井町、松田町、山北 町、開成町、箱根町、真鶴 町、湯河原町	県西地域県政総合センター環境部環境保全課 〒250-0042 小田原市荻窪 350-1(小田原合同庁舎内) 電話(0465)32-8000(代表)
相模原市中央区、南区、緑 区(橋本、大沢地区)	相模原市環境経済局環境保全課 〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15 電話(042)769-8241(直通)
相模原市緑区(城山、津久 井、相模湖、藤野地区)	相模原市環境経済局津久井地域環境課 〒252-5172 相模原市緑区中野 633 電話(042)780-1404(直通)

計画書作成例

様式第 号（第 42 条の 4 関係）（用紙 日本工業規格 A4 縦長型）

化学物質管理計画書 作成(変更)報告書

令和〇年 △月 ■日

神奈川県知事 殿

相模原市内の事業所において
「相模原市長」です。

代理人が届出を行う場合は、代
表者名と代理人名を併記して
ください。

報告者 郵便番号 〒〇〇〇-〇〇〇〇
氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては
その代表者の氏名
株式会社〇〇
神奈川県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
代表取締役社長 〇〇 〇〇
(電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇)

押印不要です。

化学物質を適正に管理するためにとるべき措置に関する手順書を作成(変更)したので、
神奈川県生活環境の保全等に関する条例第 条第 項の規定により、別添のとおり提出し
ます。

事業所の名称	株式会社〇〇 △△事業所		
事業所の所在地	神奈川県△△市△△ △番地△		
化学物質管理計画書	別添のとおり		
変更の概要	別添のとおり		
連絡先	担当部署 △△事業所 〇〇課		
	電話番号 △△△-△△△-△△△△		
	メールアドレス △△△@△△.co.jp		
	担当者氏名 神奈川 太郎		
※受理年月日	年 月 日	※整理番号	
※備考			

- 備考
- 「変更の概要」の欄には、変更の報告の場合のみ記載することとし、その記載に当たっては、変更した部分について、変更前及び変更後の内容の概要を対照させること。
 - ※印の欄には、記載しないこと。
 - 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

(別添) ※あくまで記載例です。計画書の様式に決まりはありません。

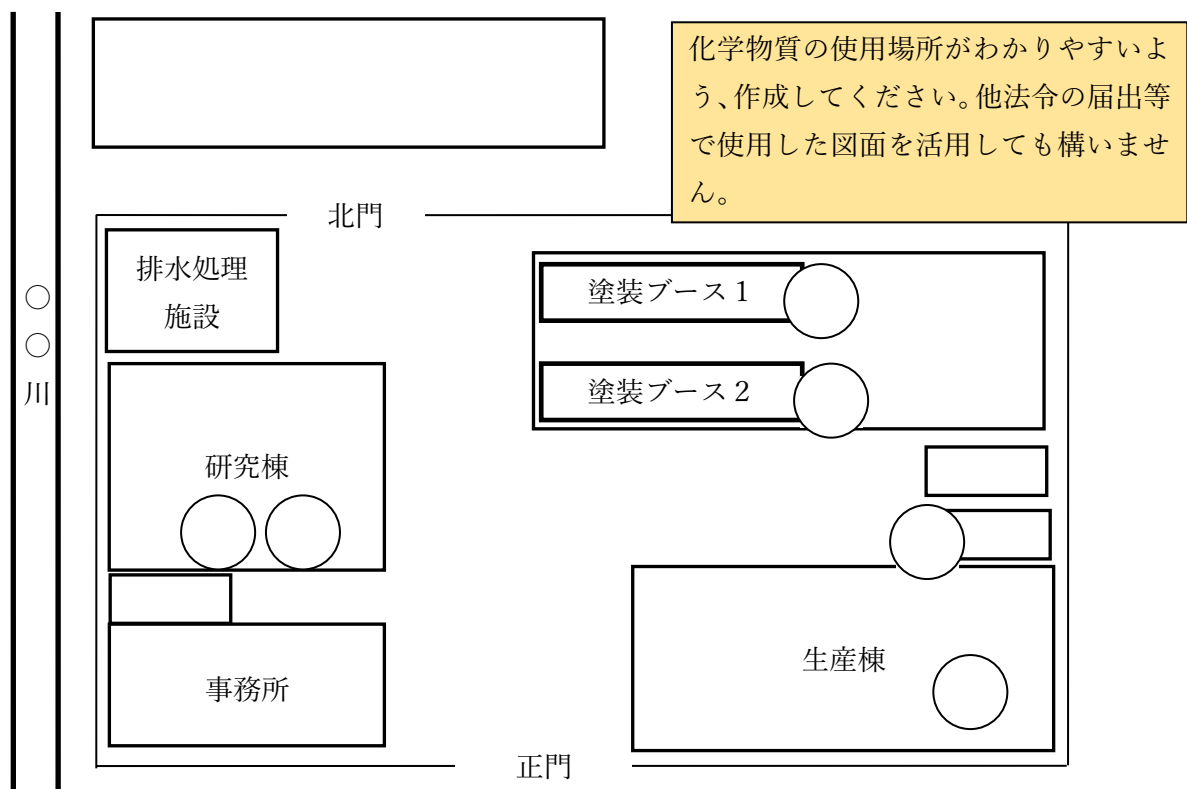
(1) 取り扱う第一種指定化学物質に関する把握状況

整理番号	1	2	3
名称	トルエン	ジクロロメタン	...
使用目的	塗装、溶剤	溶剤の洗浄	...
保管量	最大 1t	最大 1t	...
GHS 分類に基づく危険性・有害性	引火性液体：区分 2 急性毒性(蒸気)：区分 4 皮膚腐食性/刺激性：区分 2 眼に対する重篤な損傷/眼刺激性：区分 2B 生殖毒性：区分 1A ...	急性毒性(蒸気)：区分 4 皮膚刺激性/皮膚腐食性 眼刺激性 水生毒性 ...	...
関連法令	化管法：第一種指定化学物質 悪臭防止法：特定悪臭物質 水質汚濁防止法：指定物質 毒劇法：劇物 ...	化管法：第一種指定化学物質 労働安全衛生法 ...	...
取扱い箇所	塗装棟、研究棟	生産棟、研究棟	...

危険性・有害性、関連法令の把握にあたっては、「職場のあんぜんサイト」(厚生労働省)、「NITE 統合版 GHS 分類結果」(NITE)等のホームページが便利です。

適用法令については、定期的にチェックする必要があります。実際に化学物質の使用する部門のみならず、管理部門等、複数人でチェックする体制の構築に努めてください。

(2) 取扱う施設の平面図 ※図面内の数字は(1)の整理番号に対応する。



(3) 管理の方法に関する事項

ア 管理目的・方針

漏洩防止策、排出量の削減策といった管理目的を再確認し、概要を記載してください。

- ① 化学物質による事故の未然防止と、災害リスク低減対策を進める。
 - ・ 周囲への漏洩防止のための設備設置を進める。
- ② 化学物質の排出量、取扱量の削減を進める。
 - ・ 塗装方式の見直しにより、トルエンの使用量削減に努める。
 - ・ 20〇〇年までに、ジクロロメタンの取扱量を 2/3 まで減らす。
 - ・ 揮発分の回収装置を高効率なものへ更新する。
- ③ 可能な限り地域住民等へ情報を開示し、相互理解に努める。
 - ・ 自治会の回覧板等で化学物質の扱いや漏洩等防止策について、説明する。

イ 計画実施のための体制（組織の名称及び体制、管理規定）

①組織

株式会社〇〇 湘南工場 安全推進委員会

会長 工場長 〇〇 〇〇

副会長 環境部 部長 △△ △△

委員 環境課長 ▼▼ ●

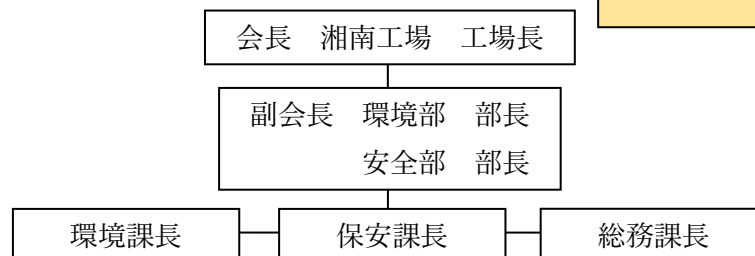
保安課長 ■■ ■

総務課長 ◇◇ ◇

事務局 環境部 環境課、保安課職員

組織内の役割を明確化し、各々が平時、および発災時にどのような役割を担うのか、概要を把握できるようにしてください。漏洩防止策等を講じるにあたっては、人、資金等の投入が不可欠であることから、人、資金の管理者が積極的に関わるようにしてください。

②体制



- | | | |
|-----------------------|-----------------------------------|------------------------------------|
| ○漏洩等防止策
の提案
... | ○安全研修、ヒヤリ
ハット事例等の
収集
... | ○工事等発注
○社内報での安
全対策の啓発
... |
|-----------------------|-----------------------------------|------------------------------------|

- | | | |
|-----------------------------------|--------------------------|-------------------------|
| ○漏洩防止等の
応急対応
○排水系統確認
... | ○負傷者等の確認
○避難誘導
... | ○社内報告
○行政への届出
... |
|-----------------------------------|--------------------------|-------------------------|

③管理規定

湘南工場「化学物質管理マニュアル」、「廃棄物管理マニュアル」を整備済み。また、各作業工程においてマニュアルを整備。

ウ 訓練等の従業員教育の方法

①新入社員等研修

新入社員および新任者に対し、社内規定の周知を含めた研修を行う。

…社内規程の周知(管理計画、事故時の対応マニュアル等)

避難方法及び避難経路の確認

非常時の参集体制確認

いわゆる「OJT」も含め、具体に取り組みを記載し、整理してください。人事異動、発災からの復旧等の事情を鑑み、可能な限りマニュアル化に取り組んでください。

②安全研修（年１回）

管理職を含む社員に対し、最低限年１回の安全に関する研修を行う。

…社内規定の確認(管理計画、事故時の対応マニュアル等)

化学物質に関するリスク評価

化学物質が関連した事故事例、ヒヤリハット事例の紹介

事業所内の危険が潜む箇所の確認、共有

安全対策の検討、改善策についての議論を実施

③管理職を対象とした BCP に関する講習

BCP の策定や見直し、実行に向け、管理職を対象に外部講師による研修を行う。

…重要業務の選定、目標復旧時間の設定等)

④訓練（年１回）

自然災害を想定した訓練や、誤操作による漏えい事故等を想定した訓練を行う。

…社内一斉の防災訓練(地震、火事等、毎年想定を変更して実施)

緊急時(化学物質の漏洩)を想定した図上訓練

非常時参集システムの使用訓練

周囲との合同訓練(近隣事業所等との合同訓練、被害想定等の確認)

安全対策を含む日々の取り組み、発災時の対応等、可能な範囲で開示し、県民との相互理解に努めてください。

エ 県民との相互理解のための情報提供

①周辺の企業、住民への説明

取り扱う化学物質の漏洩防止策等について可能な限り開示し、相互理解に努める。

…合同訓練の際に説明資料配布

自治会の回覧板に訓練の様子や安全対策について記載して取り組みを周知

ホームページに CSR レポートを掲載し、希望者には書面を配布

②顧客への対応

安全対策について可能な限り開示し、製品の供給を含め、信頼保持に努める。

…SDS 等のホームページ公開

発災時の漏洩防止を含めて製品の供給体制の説明

(4) 緊急事態に対処するための計画

ア 想定する災害と被害

①津波

〇〇市津波ハザードマップにより、0.5～3m の浸水の可能性があることを確認。

…各施設の 1 階部分が水没する可能性あり

②地震

神奈川県地震被害想定調査に基づく最大震度を確認

都心南部直下地震：最大震度 6 弱

三浦半島断層群地震：最大震度 6 弱

南海トラフ巨大地震：最大震度 5 強

…建屋全体が倒壊する可能性は低いものの、各施設が破損する可能性あり

ハザードマップ等を活用し、自身の事業所にどのような被害が生じる可能性があるかをまず把握してください。

イ ア①への対応

禁水性の薬品は、可能な限り 2 階に相当する位置に保管することとする。

ドラム缶による保管を減らし、固定型のタンクに保管するよう、保管方法を見直す。

緊急遮断弁の点検頻度を月 1 回に増やす。

非常用発電装置を 2 階に相当する位置に移設する。

非常用発電装置の燃料備蓄量を増やす。

地震による容器の破損といった直接の要因のみならず、停電で電気系統が制御不能になり、遮断弁が働かなくなることによる排水の漏洩など、幅広く被害想定を行い、対策を検討・実施してください。

ア②への対応

倉庫内の水銀灯を LED 化する。

工具、容器の保管棚の固定化を進める。

塗装棟、生産棟の輸液の配管をフレキシブル配管へ順次交換する。

研究棟、倉庫といった保管量が少ない箇所にも防液のための仕切り等を設ける。

その他

液体の外部への漏洩を防ぐため、調整池を地下に増設する。

トランシーバーの配備、インターネット回線の増強、ラジオ配備により、通信・情報収集の手段を拡充する。

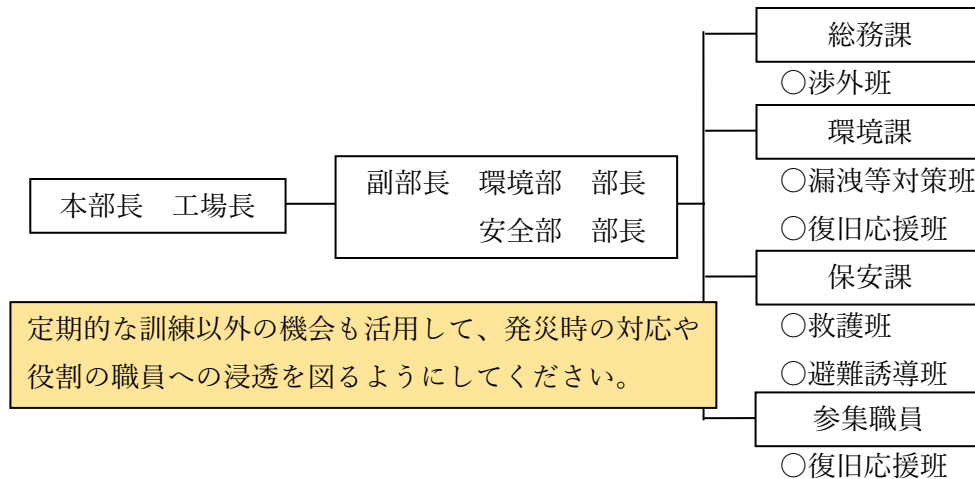
ウ 発災時の対応

①要員の確保

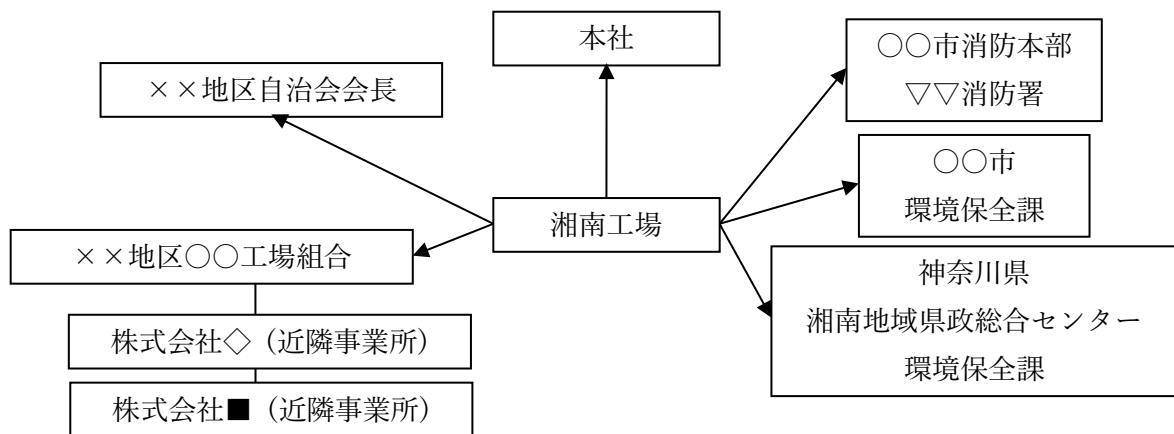
安全推進委員会のメンバーを中心に、速やかに対策本部を立ち上げる。

夜間・休日の発災時には、非常時参集システムにより、安全推進委員会のメンバー及び近隣に居住する職員が参集し、被害状況の把握やお応急対応を行う。

②事業所内における指揮命令系統



③連絡・通報体制



【連絡手順】

- ①電話にて概要を伝達
- ②ファックスにて詳細を伝達
- ③自治会会長へは会員への周知を依頼

④応急措置及び汚染拡大防止策

身の安全の確保等

…社内連絡網により安否確認を実施し、対策本部立ち上げの旨共有

汚染拡大防止策

…非常用発電装置への切り替える

排水経路を下水系統へ切り替える

オイルマット、ウエス等の応急部材の準備・設置

参考資料

情報収集にあたり、参考となるホームページの一例を示します。

1 災害関連

神奈川県ホームページ ※各市町村のホームページにリンクしています。

○地震被害想定調査

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/j8g/cnt/f5151/p15579.html>

○洪水ハザードマップ

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f4i/bosai/hm.html>

○津波ハザードマップ

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/j8g/cnt/f10985/tunamihazardmap.html>

○土砂災害ハザードマップ

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/jy2/hazard-map/index.html>

○災害に備えた化学物質対策の推進

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/j8g/cnt/f5151/p15579.html>

2 化学物質関連の情報

○職場のあんぜんサイト(厚生労働省)

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm>

○化学物質対策に関する Q&A(リスクアセスメント関係) (厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11389.html

○NITE 統合版 GHS 分類結果

https://www.nite.go.jp/chem/ghs/ghs_nite_download.html

○災害による化学物質等による被害の未然防止に向けた好事例集

<https://www.env.go.jp/chemi/prtr/notification/manage/saigai-jireisyu.pdf>

3 他の自治体の事例

○化学物質を取り扱う事業者の災害対策について(東京都)

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/chemical/chemical/disaster>

○大規模災害に備えた化学物質による環境リスクの低減対策について

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120080/kankyohozen/shidou/saigai.html>